

眺望景観創生条例に基づく事前協議等に関する実施要綱の制定について

本市では、眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「眺望景観創生条例（以下「条例」という。）」を平成19年に制定し、それぞれの視点場からの視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を保全、創出するための基準を定めました。

さらに、平成30年3月には同条例を改正し、【境内地周辺の眺め】の眺望景観を追加するほか、地域の景観特性等を生かした建築計画を誘導するための事前協議（景観デザインレビュー）制度を導入しました。

この度、事前協議（景観デザインレビュー）制度の更なる充実を図るため、下記のとおり、「眺望景観創生条例に基づく事前協議等に関する実施要綱（以下「要綱」という。）」を定めましたので、お知らせします。

記

1 要綱の施行時期

要綱の制定日 令和5年3月31日

要綱の施行日 令和5年7月 1日

※ 要綱の施行日以後に条例第15条第1項の規定による協議（事前協議（景観デザインレビュー））の申出があった建築物等の建築等について適用します。

2 要綱の概要

(1) 専門家による事前協議を二段階に充実

これまで、条例第16条に基づき、構想段階において専門家（歴史的景観アドバイザー）との事前協議を行ってきました。

世界遺産周辺における優れた眺望景観の更なる保全と創出を図るため、専門家との事前協議を二段階とし、設計段階においても専門家（美観風致審議会景観専門小委員会（以下「美風審」という。））との事前協議を行うこととします。

（要綱における用語の定義）

- ※ 構想段階とは、計画建築物等の与条件を整理し、基本的な事項（空間構成、規模、機能、構造、設備、意匠等）について、概略的なイメージを形づくる段階をいいます。
- ※ 設計段階とは、構想段階を踏まえ、計画建築物等の基本的な事項を概ね確定し、それを具体的に表現する段階をいいます。

(2) 構想段階での協議

ア 協議する専門家

歴史的景観アドバイザー

イ 対象行為

以下のいずれかに該当する建築物又は工作物

(ア) 視点場及びその近接地（図1のA～D）に位置し、高さが10mを超える建築物

(イ) 視点場及びその近接地（図1のA～D）に位置し、地階を除く床面積の合計が500㎡を超える建築物

(ウ) 事前協議区域（図1のA～E）に位置し、視点場等との関係において優れた眺望景観を創生するために市長が必要と認める建築物又は工作物

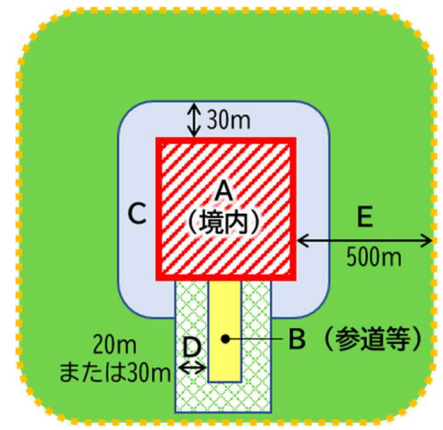


図1

(3) 設計段階での協議

ア 協議する専門家

美観風致審議会景観専門小委員会

イ 対象行為

以下のいずれかに該当する建築物又は工作物。ただし、他の規定により美風審への意見聴取が必要なものは除く。

(ア) 世界遺産の構成資産である視点場及びその近接地（図1のA～D）に位置し、地階を除く床面積の合計が2,000㎡を超える建築物

(イ) 事前協議区域（図1のA～E）に位置し、視点場からの眺望に著しく影響を及ぼすおそれがあると市長が認める建築物又は工作物

3 手続フロー

